

キャンパスハラスメントって何？

キャンパスハラスメントとは、大学における立場や力関係を背景として

①セクシュアル・ハラスメント
②アカデミック・ハラスメント
③パワー・ハラスメント などによって
学生、教員、職員等の修学・研究環境や
労働環境を侵すこと、また、それによって、
学生、教員、職員等が不利益を受けることを
いいます。

次の二つの要件が揃っている時に、ハラスメントであると判断される可能性が高くなります。

一つは、相手がその行為を望まず、不快感や屈辱感を感じたかどうかです。たとえ悪意がなくてもハラスメントになり得ます。

もう一つは、その言動が地位の上下、権限の有無、人数の多寡といった力関係を背景として行われたかどうかです。

なお、ハラスメントは男性から女性へ、地位が上の者から下の者へだけでなく、逆のこともあり得ます。

セクハラとアカハラ、セクハラとパワハラが組み合わせて行われる場合も多々あります。

私たちは、自分がどう感じるかという視点だけでなく、相手の立場に立って考えるという姿勢を常にもつことが大切です。

社会的・文化的・政治的・宗教的・世代的な立場の違いによっても、受け止め方に差異があることをよく認識し、その上で、相手が拒否し、または、嫌がっていることがわかった場合には、同じ言動を決して繰り返してはいけません。

相談窓口について

学内の相談窓口

全学生、教員・職員(常勤/非常勤/嘱託を問わない)が対象です。

相談室は、メールで面接の申し込みができます。

相談員: 荒木晴美(公認心理師)

携帯メール

hami.momochan.araki@docomo.ne.jp

※メールでは申込みだけとなります。

詳しい話は相談室で。

学外の相談窓口

被害者は学外に相談する権利があります。

●熊本市男女共同参画センターはあもにい

総合相談室専用電話 電話 096-343-8306

一般相談 火曜日～土曜日 午前10時～午後4時
(ただし、木曜日は午前10時～午後8時)

●熊本県警

性犯罪相談電話(レディース110番)

0120-8343-81(やさしさ ハイ!)

○「女性の人権ホットライン」

熊本地方務局 0570-070-810

○日本のちの電話連盟・熊本

電話番号:096-353-4343

受付時間:24時間

相談内容:全般

○常設人権相談所

熊本地方務局人権擁護課

(熊本第2合同庁舎)

電話番号:096-364-2145(代)

受付時間:24時間

● はセクハラ・性犯罪相談

○ は総合相談

【連絡先】

(〒861-3295)

熊本県上益城郡御船町滝川 1658

TEL.096-282-0506(代)

FAX.096-282-7800

E-mail info@heisei-music.ac.jp

ハラスメント防止に このように取り組んでいます

平成音楽大学では、基本的人権を尊重し、男女共同参画社会の実現をめざして、差別や人権侵害のない、健全で快適なキャンパス環境を築き、維持することに努めています。

キャンパスハラスメントは、学生の教育を受ける権利、学生及び教員の学問研究の自由、職員の労働権を侵し、ひいては、法の下での平等及び個人の尊厳をも侵害するもので、断じてこれを許すものではありません。

本学は、キャンパスハラスメントのない修学環境、課外活動を楽しむ環境、研究環境、労働環境をつくるべく、誰もが加害者にも被害者にもならない大学づくりをめざします。

本学はキャンパスハラスメントの予防、対応、説明という責任を負っています。万一、キャンパスハラスメントの申し立てがあった場合は、本学は責任を持って、すみやかに適正な手続きに従って適切に対応します。

そのために、本学はキャンパスハラスメント防止・対策ガイドラインを定めています。

(ガイドラインをご覧になりたい方は、当委員会までご請求ください)

ストップ・ ザ・ハラスメント!

ハラスメントのない大学づくりを!

---ハラスメント防止のためのリーフレット---

STOP



平成音楽大学

ハラスメント防止・対策委員会

2020年4月作成

●セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

上下関係や長い間の付き合いを利用して行われる性的な言動で、相手を不快にさせ、そのことにより修学・研究・課外活動・労働環境を損なうことです。

また、職務上あるいは研究・教育上の地位を利用し、利益や不利益を条件に、性的要求をすることです。

このような行為は、職務や勉学の遂行を妨げるなど、職場・勉学環境を悪化させます。

例)

- ・卑猥な話をされて不愉快に感じ、抗議したが、聞き入れてもらえない
- ・不必要に体を触られるが、怖くて抗議できない
- ・性的な中傷やうわさを流される
- ・レッスンや研究指導中にデートの誘いを断ると急に態度が変わる
- ・性的話題やわいせつな図画、写真の掲示が当然視され、嫌な顔をするとからかわれたり、笑いものにされたりする

誰が？誰に？

教員
事務職員
学生
実習先の人
アルバイト先の人

※誰もが被害者にも加害者にもなり得ます

●アカデミック・ハラスメント(アカハラ)

教育・研究の場において、上の立場にある者が行う不適切な言動・指導・待遇のことで、それによって相手方の勉学・研究意欲や学習・研究環境を害することです。

例)

- ・「自由にやれ」と言い、必要な研究指導やアドバイスを一切してくれない
- ・「お前はバカだ」と授業中に罵倒される
- ・不当に低い評価をつけられたと思い、抗議に行ったが説明してくれない
- ・個人指導するからと、不必要に自宅へ呼ばれたり、休日に呼び出されたりする
- ・出張・研修旅行への同行を強要される
- ・家族の育児、介護、看病のための休暇を願い出たら、「仕事と家庭、どちらが大事か？」と嫌な顔をされる
- ・研究成果やアイデアを盗用される

場所は？

講義室・研究室・練習室
事務室
附属施設
キャンパス外
演奏旅行・合宿
コンパ
実習先
アルバイト先
インターネット、SNS

●パワー・ハラスメント(パワハラ)

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為です。（厚生労働省の定義）

例)

- ・「不満があるなら、いつでも断っていいですよ。あなたの代わりはいくらでもいます」と言われる
- ・うわさを立てたり、偏見を流布したりされる
- ・メールや書類を盗み見られる
- ・気の進まない酒席への参加を強要される
- ・決まりや規則を頻繁に変更される
- ・正当な理由なく仕事を与えられない
- ・職務上必要な情報を意図的に伝えてもらえない
- ・研修希望を出しても理由なく却下される
- ・仕事の能力を中傷される
- ・仕事に関する会議に出席させてもらえない
- ・通常の時間枠では処理できない量の仕事を要求される
- ・大量の時間外勤務を強要される

どんな方法で？

ことば
行動
わざと何もしない＝『ネグレクト』
(無視、拒絶、指導放棄等)

